

令和 7 年 1 2 月市議会定例会提出議案

八 尾 市

議案第72号

八尾市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正の件

八尾市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和58年八尾市条例第16号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

総務省消防庁通知を踏まえ、消防組織法（昭和22年法律第226号）で定める緊急消防援助隊として出動した消防職員に対し、消防業務手当を支給するにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

八尾市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和58年八尾市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表消防業務手当の項中「以内」の次に「又は日額2,160円」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第73号

八尾市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正の件

八尾市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年八尾市条例第56号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の一部改正に伴い、母子生活支援施設の長及び母子支援員の任用要件に「こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者」を追加するにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

八尾市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年八尾市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカー（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカーをいう。以下同じ。）の資格を有する者

第27条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第28条第4号の次に次の1号を加える。

(4)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

附 則

この条例は、令和8年3月1日から施行する。

議案第74号

八尾市下水道条例の一部改正の件

八尾市下水道条例（昭和47年八尾市条例第21号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

国土交通省水管理・国土保全局通知を踏まえ、排水設備等の新設等の工事について、災害その他非常の場合においては、他の市町村長の指定を受けた者であっても当該工事を行うことができるようにするにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市下水道条例の一部を改正する条例

八尾市下水道条例（昭和47年八尾市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

第7条第2項中「前項」を「前項本文」に改め、同条第3項中「第1項」を「第1項本文」に改める。

第8条第1項中「前条第1項」を「前条第1項本文」に改める。

第8条の2第1項、第8条の8第1項及び第8条の11第1項中「第7条第1項」を「第7条第1項本文」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第75号

八尾市火災予防条例の一部改正の件

八尾市火災予防条例（昭和48年八尾市条例第40号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

総務省消防庁通知を踏まえ、林野火災の予防の実効性を高めることを目的として、新たに林野火災に関する注意報を創設するとともに、林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中において火の使用を制限する区域を指定できるようにする等につき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市火災予防条例の一部を改正する条例

八尾市火災予防条例（昭和48年八尾市条例第40号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第32条の2-第32条の7）」を
「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に
第3章の3 林野火災の予防（第32条の8・第
に関する基準等（第32条の2-第32条の7）
32条の9）
に改める。
」

第32条中「火災に関する警報」の次に「（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加え、同条第7号を削る。

第3章の2の次に次の1章を加える。

第3章の3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第32条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第32条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第32条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第32条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第64条の3第1項第3号中「第67条」を「第67条第1項」に改める。

第67条第1号中「行為」の次に「（たき火を含む。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 消防署長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

第76条第2項中「第67条第2号」を「第67条第1項第2号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

（八尾市火入れに関する条例の一部改正）

2 八尾市火入れに関する条例（昭和60年八尾市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「又は」の次に「林野火災に関する注意報若しくは」を加え、同条第2項中「、若しくは」の次に「林野火災に関する注意報若しくは」を加える。

議案第76号

令和7年度八尾市一般会計第7号補正予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和7年度八尾市一般会計第7号補正予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和7年11月28日提出

八尾市長 山 本 桂 右

議案第77号

令和7年度八尾市国民健康保険事業特別会計第1号補正予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和7年度八尾市国民健康保険事業特別会計第1号補正予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和7年11月28日提出

八尾市長 山 本 桂 右

議案第78号

令和7年度八尾市介護保険事業特別会計第2号補正予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和7年度八尾市介護保険事業特別会計第2号補正予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和7年11月28日提出

八尾市長 山 本 桂 右

議案第79号

令和7年度八尾市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計第2号補
正予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和7
年度八尾市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計第2号補正予算を、当該予算
に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和7年11月28日提出

八尾市長 山 本 桂 右

議案第80号

八尾市生涯学習センターの指定管理者指定の件

八尾市生涯学習センターの指定管理者を指定するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

八尾市長 山 本 桂 右

記

1 管理を行わせる施設

名称 八尾市生涯学習センター

位置 八尾市旭ヶ丘五丁目85番地の16

2 指定管理者

八尾かがやき未来プロジェクト

代表者 東京都千代田区神田神保町二丁目30番地昭和ビル

株式会社小学館集英社プロダクション

代表取締役社長 松井 聡

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第81号

八尾市立用和小学校外10校給食調理場空調整備工事の工事請負契約締結の件

八尾市立用和小学校外10校給食調理場空調整備工事の工事請負契約を締結するについて、八尾市契約条例（昭和39年八尾市条例第11号）第3条の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

八尾市長 山 本 桂 右

記

- 1 契約の目的 八尾市立用和小学校外10校給食調理場空調整備工事
- 2 契約の種類 工事請負契約
- 3 契約の方法 随意契約
- 4 契約金額 290,730,000円
- 5 契約の相手方

構成企業（代表企業）

大阪市淀川区野中北一丁目5番21号

三菱重工冷熱株式会社近畿支社

近畿支社長 藤木 誠

構成企業

豊中市南桜塚二丁目6番27号

株式会社辻中

代表取締役 辻中 弘敏

構成企業

東京都新宿区榎町43番地1

株式会社桂設計

代表取締役社長 寺嶋 憲二

- 6 工事場所 八尾市山城町三丁目地内他
- 7 仮契約年月日 令和7年11月7日

議案第82号

（仮称）八尾市消防署南西部消防署所新築工事の工事請負契約締結の件

（仮称）八尾市消防署南西部消防署所新築工事の工事請負契約を締結するについて、八尾市契約条例（昭和39年八尾市条例第11号）第3条の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

八尾市長 山 本 桂 右

記

- 1 契約の目的 （仮称）八尾市消防署南西部消防署所新築工事
- 2 契約の種類 工事請負契約
- 3 契約の方法 条件付一般競争入札
- 4 契約金額 284,421,500円
- 5 契約の相手方
八尾市安中町八丁目5番38号
日和建設株式会社
代表取締役 山下 共子
- 6 工事場所 八尾市太田三丁目地内
- 7 仮契約年月日 令和7年10月10日

令和 7 年12月市議会定例会提出議案
令和 7 年11月発行（R 7 －119）
八尾市総務部政策法務課